

# 会 議 録 目 次

平成 2 2 年 第 3 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 ( 第 1 日 目 )

平成 2 2 年 5 月 1 1 日 ( 火 ) 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	3
日程第 2	会期の決定について……………	4
日程第 3	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について (海田町税条例の一部を改正する条例) ……	4
日程第 4	承認第 2 号 専決処分をした事件の承認について (海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) ……	9
日程第 5	第 20 号 議案 工事請負契約の締結について (海田小学校本館等耐震補強工事) ……	1 4
日程第 6	第 21 号 議案 工事請負契約の締結について (海田東小学校本館耐震補強工事) ……	1 4
日程第 7	第 22 号 議案 工事請負契約の締結について (海田南小学校 1 号館耐震補強工事) ……	1 4
日程第 8	第 23 号 議案 海田町税条例及び海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 4
日程第 9	第 24 号 議案 平成 22 年度海田町一般会計補正予算 (第 1 号) ……	2 5
日程第 10	第 25 号 議案 平成 22 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……	2 8
日程第 11	第 26 号 議案 平成 22 年度海田町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……	3 0
日程第 12	発議第 3 号 閉会中の継続調査事件について……………	3 2
	( 閉 会 ) ……	3 2



7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	野 間 宏 紀
会 計 管 理 者		永 海 房 雄
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	花 本 則 之
生 活 安 全 課	長	佐々木 正 樹
住 民 課	長	伊 藤 仁 士
長 寿 保 険 課	長	加 藤 一 生
都 市 整 備 課	長	飯 田 義 光
建 設 課	長	久保田 誠 司
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次	長	多幾山 晃 年
参 事		木 原 晴 彦
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
収 税 対 策 室	長	中 下 義 博
町 民 サ ー ビ ス 室	長	奥 谷 正 則

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長		飯 森 靖 彦
主 査		森 原 宏 生
主 任		中 村 修 介



○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時01分 休憩

午前9時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は本日1日と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は承認2件、工事請負契約の認定3件、条例改正1件、補正予算3件を提出させていただいております。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、承認第1号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正されたことに伴い、課税事務上必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、本年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）それでは、承認第1号、専決処分をした事件の承認について、説明いたします。議案書1ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものでございます。専決処分の内容は別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は平成22年3月31日でございます。

2ページをお開きください。専決処分書。海田町税条例の一部を改正する条例につい

て、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成22年3月31日、海田町長、山岡寛次。

改正条例の主な改正点を資料2の海田町税条例の一部を改正する条例の要旨によって説明させていただきます。資料2をお願いいたします。

それでは、海田町税条例の一部を改正する条例の要旨を順に説明させていただきます。まず、(1)町民税関係の改正から説明いたします。第44条の改正ですが、この条項は給与所得に係る個人の町民税の特別徴収を規定したもので、現行では老齢等年金給付を受けている65歳未満の方については、公的年金等所得に係る所得割額を給与から特別徴収することができず、公的年金等所得に係る部分は普通徴収により別途徴収することになっているため、納税者にとっては面倒な納税方法となっていました。そのため、公的年金等所得に係る所得割について、給与所得に係る所得割とともに特別徴収できるように改正したものでございます。ただし、経過措置として、平成22年度分の個人の町民税に係る特別徴収の適用については、申告書に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載がある場合、または、当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において、平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割を普通徴収の方法の申し出がある場合は、普通徴収ができることになっております。

次に、第45条の給与所得に係る特別徴収義務者の指定等に関する規定の第1項の改正は、先ほど説明いたしました第44条に1項加わり、引用条文に項ずれを起こしておりますので変更するものです。

また、第48条においても引用しております法人税法の一部改正に伴って号ずれを起こしておりますので変更するものです。

次に、(2)の固定資産税関係の改正について説明いたします。附則第15条の読替規定は、地方税法附則第31条の2、特別土地保有税の非課税の規定が削除されたことに伴い、削除するものです。附則第15条の2の特別土地保有税の課税の特例の規定は、旧条例附則第15条の規定が削除となり、条を繰り上げたものでございます。

この条例の施行期日でございますが、平成22年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し

ます。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。町民税関係の改正のところで、普通徴収は4月の30日まで申し出があったらできるということだったんですけども、議会ではこのたび初めて出るんですけども、それまでの普通徴収をしてもいいですよと言われた方の広報ですか、それと4月の1カ月間で普通徴収をしてくださいと申し出があった件数があれば、ちょっと教えてください。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）まず、1点目に周知方法のことですが、これにつきましては、特に影響がないというふうに考えておりますので、特に周知はしておりません。2点目の件数につきましてはゼロです。そういう申し出はなかったということでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。特別徴収、天引きのことですけれども、今までは申し出があって初めてそれができるけれども、これは、44条の改正は規定の整備を行うということは、経過措置を過ぎたら強制的に、18万円以上の年金があったらそこから引くという条例の中身なのかどうかお尋ねします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）今回の改正につきましては、給与所得及び公的年金所得がある方について、65歳未満の方については、現在、普通徴収をしておりますけれども、やはり相手の方からかなりの苦情がありまして、面倒くさいとかいった苦情がありまして、そこで今回の法改正になったということで、基本的には給与へ合算して控除するというところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと理解できんですけども、経過措置後、経過措置がありますね、ここに、44条の下に。それが過ぎたら強制的に今の公的年金所得、これらから引くのかどうかお尋ねしております。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）経過措置を過ぎましたらそういうことになります。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。岡田議員。

○7番（岡田）ちょっとよくわからないんですけど、周知をしてないから、それはだれにもわからないわけですから、それは申し出はゼロだと思うんですけども、こういうふう

な議会を開く時間的余裕がなかったから専決処分をしたと言われたんですけど、もう少し、例えば4月の初めごろにこういうふうな臨時議会を開くとか、そういうふうな中で決めても良かったんじゃないかと思うんですけども。もう過ぎてしまったから、やっぱり金銭のことですから、そういうふうなことはなぜされなかったかということ、ちょっとお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）臨時議会を開いて条例改正すべきではないかというご質問でございますが、この場合、まず地方税法の改正がないと条例改正することができません。それから、4月1日の施行期日までに条例改正をしなければいけないということで、3月末の法律改正から改正条例の施行月日の4月1日まで、本当に時間の余裕がないという状況でございます。ですから、今、議員ご指摘のように、4月になってからでは法律の施行期日と一致しないという事態になると。ですから、本来もっと地方税法の改正自体が早ければ、例えば、定例会中に追加提案するとか、そういう手法がとれるわけですけども、現段階の地方税法の改正が常に年度末に法律の方が改正され、その年の4月1日から施行するというようになっておりますので、やむを得ず専決処分しておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。西山議員。

○11番（西山）この資料の2の町民税関係の改正で、これは給与から特別徴収することができる規定の整備ですよね。できる規定であるのであるならば、周知をしてあげないと、こういう法改正があったということが対象、65歳以下の方に、お勤めなさっている方はわからないわけですね。働いている企業の方が積極的にこういうふうにしたらどうかというのはありますけど、それを言われない企業であった場合は、やはり周知をしてあげないと、こういう法改正になったということがわかられないと思うんですけど、その方法はどのようにお考えになっているんでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）その件につきましては、申告のときにそういう、普通徴収でという申し出の欄がございますけど、これは法改正前でございます。ですから、それを表立って皆さんにご周知するわけにはまいりませんが、その場で、もしそういうことがあれば申し出をしていただくというふうには配慮しております。ただし、法改正後に表立ってその期間の周知は今回についてはしておりません。これは、時間的な余裕がなかった

ということもございますけれども、今までの経緯が普通徴収と二重徴収では非常に不都合であると、給与所得があれば、それに合わせて特別徴収1本にしてもらえれば、65歳未満の方は助かるという、その従来のところに戻る法改正でございましたので、そういうふうにさせていただいています。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）それはわかるんですけども、そういうふうに給与から公的年金の税も引けるんですということに法改正がなったというのをご存じない方がいらっしゃいますよね。そのまま動いて両方で徴収していくという方法になってまいりますので、そういうふうになっている方に対しては、やはり、さっき岡田議員が質疑しましたように、どのようにお考えになっているんでしょうかと。そのまますぐいってしまうと思うんですが。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）ですから、今申し出がない場合は、特徴に皆さん、移行していただくということになりますけれども、納税通知書の中で、もし、その以後にそういう部分について普通徴収というお考えがございましたら、その分は配慮していきたいと思っています。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。下岡議員。

○3番（下岡）3番、下岡です。特別徴収ということで、今後は給与から徴収という形になると思うんですけども、具体的に今年度の場合は何月の給与から天引き、特別徴収されるのかということと、均等12カ月で割るとした場合、4月分はもう天引きされてないと思うんですけども、その分はどういうふうに処理されるのか、お聞きします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）今年の6月から来年の5月まででございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。大江議員。

○1番（大江）1番、大江です。今、皆さんいろいろ周知の問題を言われたんですけど、6月に皆さん、一般的にそういう税金、所得割とかいう、詳しく書いたものを各家庭にお配りするんですが、そのときにこういうふうに法律が変わりましたと。もし、決定しなかったら、そのときに普通の方をそのとき希望してくださいとかいうものを、ひとつその中に入れることによって、全く知らないで通知をもらうのと、その中に一緒に入れ込んでいただくと、やはり、受ける側とすれば周知になるんじゃないかと思うんですけども。済みません、一意見です。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）今の経過措置の周知方法につきましては、先ほど言いましたように、そのように対処させていただきます。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することと決定します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第2号、専決処分をした事件の承認について。海田町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正されたことに伴い、課税事務上の必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、本年3月31日付けで専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）それでは、承認第2号、専決処分をした事件の承認について説明いたします。議案書4ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって報告し、町議会の承認を求めるとでございます。専決処分の内容は別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は平成22年3月31日でございます。

議案書5ページをお開きください。専決処分書。海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179

条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成22年3月31日、海田町長、山岡寛次。

条例の改正内容を資料4の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨によって説明いたします。また、資料3の海田町国民健康保険税条例新旧対照表もあわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、資料4の1ページをお願いいたします。改正条例の内容について説明いたします。まず、第2条の課税額については、基礎課税限度額、いわゆる医療保険分47万円を50万円に3万円引き上げ、後期高齢者支援金12万円を13万円に1万円引き上げ、合わせて4万円の引き上げを行うものでございます。第23条は、第2条の課税限度額の変更に合わせて、引用部分の改正を行うものでございます。また、法改正に伴い、引用条文の変更と文言の修正を行うものでございます。

次に、第23条の2は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例を新たに設けたものでございます。この内容につきましては、同じ資料4の2ページ目で説明いたします。この特例対象被保険者等に係る課税の特例は、前年所得に対して課税する国保税の仕組みからすると、景気状況でリストラとか倒産に遭われた非自発的失業者の方々にはなかなか負担が難しいということがありますので、申請された方には課税額が減額されることの条項を設けたものでございます。この軽減措置の概要につきましては、お示ししていますように、①対象者は離職日の翌日から翌年度末までの期間において、雇用保険の特定受給資格者、雇用保険の特定理由離職者として求職者給付を受ける方です。

次に、②軽減額についてですが、国民健康保険税は前年の所得などにより算定されますが、軽減額は前年の給与所得をその100分の30とみなして算定いたします。次に、③軽減期間は離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

次に、制度が始まる前の失業は対象となるかについてですが、制度が始まる平成22年4月1日の1年以内、つまり平成21年3月31日以降に離職された方は平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。これに伴い、今回補正予算で電算システム改修費を計上させていただいております。

では、資料4の1ページにお戻りください。第24条の2は、先の軽減を受けるためには申請が必要で、その規定を整備するものでございます。附則第2項は、法改正に伴う引用条文の変更を行うものでございます。附則第7項は、文言の修正を行うものでござ

います。なお、施行期日につきましては、すべて平成22年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。大きく分けて3点ほどお尋ねしますのでお答えください。1つは、対象者はどのぐらいなのかということです。世帯になるわけですが、対象者はどのぐらいの世帯になるのか。2つ目には、これでどのぐらいの徴収増になるのか。3つ目には後期高齢者の支援金等というのがありますけれども、これは広島県の広域連合から請求があったものなのか、それとも法の整備で全国方針なのかどうか。この3つをお尋ねいたします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）1点目のまず、対象者についてでございますが、改正後の63万円にすることについては64世帯でございます。この改正にするに当たっての増額がどのぐらいになるかということでございますが、約200万円前後ということで考えております。3点目の全国的なものか、広島県というお話がありましたけれども、これは全国的なものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）介護保険は去年度、6月に9万円から10万円、1万円引き上げておるんですね。それで、国保が今回47万円から50万円、後期高齢者が12万円から13万円で、合わせると64歳の方で国保に加入されておられる方、限度額合わせると73万円になるわけですね。もちろん75歳以上は別に後期高齢者の限度額があるわけで、これが50万円。合わせると、対象者の家内が74歳で主人が75歳ということになると、もう百何万円の税と両方合わせて払うということになるわけですね、結果的には。私は、今回のこの問題、町長がせっかく施政方針の中で、町民の暮らしを守るのは私の最大の責務であると。また、21年度と22年度については、町民のそういう暮らしを守るために引き上げをやめるという、せっかくのそういう方針のもとが、こういう法のもとでせざるを得んのか、町がもうちょっと工夫をしたら海田町独自でそれを引き上げることはやめることができるわけですから、なぜそれが手を打てないのか。せっかくいい方針を出しながら片方ではとりあげると言ったらちょっとおかしいけども、そういう制度に乗っかってやっている。本来、応能の部分で負担をするというのは、私どもは今まで主張をしてきたこともある

わけですけれども、しかし、国保加入者の応能というのは、加入者に対して非常に負担を重くかけるわけです。私どもが応能という本来の姿は、この制度そのもののお金を持ったところから国保会計に負担をしてもらう、これが本来の応能ですね。部分的にとらえて国保の加入者だけの高所得者、今ここにもありましたが、64世帯ですか。けれども、これから景気が回復して所得が多くなったり、そういう面では、あるいは退職したら会社の医療保険に継続すればいいけども、継続しなかった場合は、ここに入った場合は所得が、退職金が所得としてみなされるから、これがまた該当するわけですね。こうして見ると、国保そのものの仕組みから見て、私、非常に矛盾を感じるんですよ。この問題について、町長は暮らしを守るために2億1,000万、21年度で補正をし、今年度の予算でせつかくこれをやったのに、私、矛盾しとると思うんですが、その辺はどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに、おっしゃるようないろいろな個々によって矛盾はあると思いますが、国の法律には、我々自治体は従わなければいけない、そういうふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）国の法律で従うというのを、地方自治体はこういう限度額を設けられるだけでも、上限を決めただけのことで、条例を変えん限りは今までの現行どおりでいけることができるわけですから、町長が言う、法律が変わったからすぐ条例で変えるというのが、私、ちょっとおかしいと思うんです。広島市なんかは限度額から何万円か引いたのがあらわれておりますし、各市町村のところへ今まで研修に行っても限度額いっぱい法律に基づいてやっているところは、やったところもあるしそうでない、今までの継続したところもあるんですがね。今、町長が言う、必ずしも法律に従わにゃいかんということはないんですが、その辺はちょっと私はおかしいと思うんですが、そこはどうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに国保の問題にしる介護保険の問題にしても、各町でもいろいろと状況が違ってきます。しかしながら、我が町の税の問題を含めて、今いろいろと審議をいただいておりますが、現在の状況では従わなければいけないというふうな判断をしております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番(佐中) 承認第2号、専決処分した海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

内容は国保税の限度額引き上げによるものです。国民健康保険税の限度額47万円を3万円引き上げて、50万円。広島県後期高齢者医療連合の保険料の限度額12万円を1万円引き上げて、13万円。ちなみに、介護保険料は昨年4月から9万円を1万円上げて、10万円。これにより、限度額69万円から一挙に73万円となるからであります。引き上げる側から言わせれば、応能部分で比較的高額所得を得ているからということでしょうけれども、私は国の負担を大幅に削減をし、国保加入者に押しつけていることに問題があると考えます。全体として高過ぎる国保税を支払えずに自殺をしたり、保険証を取り上げられ受診ができず命が奪われるなど、全国で重大な事態が相次いでおります。所得300万円の4人家族で国保税が40万円以上という過重負担が全国で出ております。保険料の収納率も下がり、その結果、制度そのものが危うくなっております。これまで保険料が高くなった、この原因は従来の自民党のもとで国保会計への国庫負担の割合を50%から25%に半減をさせてしまったからであります。民主党は国保の立て直しに9,000億円を充てるとしておりますが、果たされておられません。緊急に4,000億円を投入するだけでも1人1万円の保険税が引き下げることが可能であります。さらに、国庫負担を計画的に戻してだれもが払える保険税にすることが必要であり、鳩山首相もこの前の国会で看過できない問題で財源確保に努力したいと述べております。直ちに具体的な対策をとるよう求めるわけであります。国保税が高過ぎて払えず、保険証を取り上げられた世帯が全国で30万世帯を超え、保険証がなくて病院にかかれず手後れで死亡する事例が全国から報告をされております。政府は、払えるのに払わないことが証明された場合以外は慎重にお願いをすると答弁をしております。保険証取り上げを義務づけた国保法改正をし、生活困窮者から保険証取り上げを直ちにやめるべきであります。また、公的医療制度がありながら、通院でも入院でも3割も窓口負担を取られる国は、先進国では日本だけあります。公的医療制度はお金のあるなしにかかわらず、全国民に必要な医療を保障するためにつくられたものであります。窓口負担は無料、低額が当たり前で、お金がない

と治療が受けられない、重い病気になると治療費が払えなくなるというのでは制度の意味がありません。日本も1980年代前半まで健保に加入する労働者本人や70歳以上の高齢者は窓口負担が無料でした。その原則を突き崩し、1割、あるいは2割、3割と改悪を繰り返して医療制度を国際標準からして大きく後退をさせてしまったのが、自民党、公明党の政治でした。今、年収300万円未満の世帯では4割の人がぐあいが悪くても医者にかかれないなど、負担を苦にした受診抑制が深刻化しております。窓口負担を軽減し貧困のために医療を受けられない人をなくすることは、日本医師会をはじめ、医療関係団体がそろって要求する国民的課題であります。町も国保会計繰入れをしたり、町長も町民の暮らしを守ることが私に課せられた最大の責務であると認識をされている。平成22年度の予算編成に当たっては、下水道料金や国民健康保険税の料金改正を見合わせるなど、できるだけ町民の皆さんの負担増にならないように対策を講じると、方針と答弁をしたばかりではありませんか。

以上の理由で反対討論を終わります。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

承認第2号は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第20号議案、工事請負契約の締結についてから日程第7、第22号議案、工事請負契約の締結についてまでを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第20号議案、第22号議案、工事請負契約の締結について。第20号議案から第22号議案までを一括してご提案申し上げます。

第20号議案、工事請負契約の締結につきましては、昭和中町地内において施工する海田小学校本館等耐震補強工事の請負契約を締結しようとするものでございます。次に、第21号議案、工事請負契約の締結につきましては、浜角地内において施工する海田東小

学校本館耐震補強工事の請負契約を締結しようとするものでございます。次に、第22号議案、工事請負契約の締結につきましては、大立町地内において施工する海田南小学校1号館耐震補強工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井） それでは、第20号議案から第22号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。まず、第20号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書7ページ、第20号議案をお開きください。

工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田小学校本館等耐震補強工事でございます。工事場所は海田町昭和中町地内、請負金額は1億2,573万7,500円でございます。請負者は株式会社セイム、代表取締役、福戸山裕弘でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成23年3月10日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料5の工事入札状況をご参照ください。

次に、第21号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書8ページ、第21号議案をお開きください。工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田東小学校本館耐震補強工事でございます。工事場所は海田町浜角地内、請負金額は1億2,075万円でございます。請負者は広電建設株式会社、代表取締役、高石敏嗣でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成22年12月20日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料6の工事入札状況をご参照ください。

続きまして、第22号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書9ページ、第22号議案をお開きください。工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田南小学校1号館耐震補強工事でございます。工事場所は海田町大立町地内、請負金額は7,192万5,000円でございます。請負者は株式会社増岡組広島本店、常務取締役本店長、平田啓二でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成22年11月20日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料7の工事入札状況をご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本） ちょっと二、三点お伺いいたします。補正予算では、多分約4億5,000

万円ぐらいありましたね。これを3つ足されても、約1億ぐらいの残高がありますが、私が言うのは、この予算と積算との違いが多分生じて、大分生じておると思いますが、その細部がどのようになっちょるか。それと、予算と見積もり、積算と、今度入札にかかわったら予定価格という、予定価格がありますが、その開きが私は若干差があると思いますが、その細部の説明をお願いいたします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）確かに補正予算の計上額と今回の工事請負契約額につきましては、約1億円ぐらいの減になっております。これは予算に基づきまして積算はしております。それから入札を行いまして、入札率が今回極めて低かったということでの残が生じておるということでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）そうしたら、私、いつも聞きますよね。予定価格の資料5、6、7の1つつつお願いしますが、予定価格の何%で落札されたか、お答えをお願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、海田小学校本館等耐震補強工事につきましては約79%でございます。それから、海田東小学校耐震補強工事につきましては75%でございます。それから、海田南小学校1号館耐震補強工事につきましては76%でございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）最後ですが、私、これを見て、79%でこれだけの失格者があったのは、今までちょっと見たことがないんですが、聞いたことがないんですが、入札制度をいつからか変えられる答弁を聞きましたが、予定価格を公表された方が、私は適正な入札が行われると。競争率もその方が適正な仕事もしてもらえるし、私はそうと思いますが、その点について、不況で仕事がないからこういう結果になったかどうか知りませんが、やっぱりこういう結果を思ったら予定価格を決めてやられた方が、入札そのものが私、適正でやられると思いますが、その点について再度答弁をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）予定価格の公表については検討したいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。20号議案だけ海田小学校本館等というのがある。ほんで、私、前の資料を持ってきたんです。この部分のことを等とあらわしておるのかどう

か、お尋ねをするんです。それから、もう一つ、先ほど、予算は4億5,000万円、実際の金額は3億1,800万というふうにあります。補正のときにお尋ねをしたら、執行部は、国庫の支出金が、補助金ですね、全体の83%、それから地方債が約60%見てくれるという。当然この数字が変わってくるんですが、この割合はどうなっていくのか。これをお尋ねします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、海田小学校だけ本館等と等がついておる分でございますが、本館とあわせて南校舎の耐震補強工事をいたしますので、本館等ということで工事名をつけさせていただきます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）財源問題でございますけども、現在、県教委の方へ最終確認を行っておりますけども、今の段階で示されておりますところでいきますと、一応、内示額はすべて使い切ってもいいと、交付金については内示額をすべて使い切ってもいいという、今段階での回答を受けておりますので、補正予算債の発行を減らせるのではないかと。ですから、町にとって一番いい形になっていくのではないかとこのように思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと私、理解がしにくいんですが、もう一遍お尋ねしますけども、国庫の補助金、支出金が3億7,000万あるわけですね。これの83%を、予算の83%ですね。その割合でいって地方債が、ここ今、7,480万ありますが、これの60%を見てくれると、地方交付税でというのを私、記録しておるんですね。そのパーセントの変化はあるのかないかいうてお尋ねしたんですけど、さっき。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げます。割合ではなしに、落札にかかわらず内示額全体を保証していただけるという、今見通しを聞いておりますので、ほぼすべてが交付金で賄えるのではないかとこのように考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）先ほどの入札率の件ですけども、今回の工事請負費が4億3,700万で今回の3工事を合わせて比率を出しましたら、先ほど崎本議員に報告にあったようなパーセントではないと、私はちょっと思います。今、佐中議員がおっしゃったので、私、質問をちょっと変えたいと思うんですけど、今回の国庫補助金は交付金であって、3億7,384

方は交付金で全部使い切っていていいと。今、それは私、確認してきていたんですが、その件で今、副町長の答弁では、町債を減額するという方法をとられるとおっしゃいましたけど、私からしますとせつかくの交付金ですから、この際、安心・安全まちづくり交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、この金額の残はやはり今もってできてないのを、事業を拡充するという考え方の方が、より町民にとっては快適、安心、安全、また公共投資になると考えているんですけども、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回で一応、交付金の方を使い切らせていただいて、後年度負担はあるというものの、一般財源部分も最終的に出てくる地方債の補正予算債の減額で臨みたいと思っております。議員おっしゃられます、確かにこれが本年度事業でございましたら、本年度事業で現段階でのこういう残額が出ておりましたら、今から補正予算をお願いしたりとか、設計変更で増額とかということが考えられますが、今回は昨年度事業の繰越しという形になっておりますので、現在申請しておりますものより増やすこともできませんし、それから、工期の面もこの夏休みでやるということだけを考えたときに、おっしゃいましたようなほかへの追加というのは技術的に非常に難しゅうございますので、現在計画しておりますものの中で、最終的な町負担がある補正予算債を減らすという形で対応させていただきたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず最初に、うちは25%で失格というような線を引いておるということではありますが、よそではあまりにも安いというのか、低価格調査というので再入札みたいな形をとっているわけです。いわゆる予算の見積もりのやり直しというのか、わかりやすく言うとそういうことで、ここで見ますと1つには、南小学校に至っては130万円ぐらいしか違うてないんよね。これは落札でいくと6,850万。この中で概算で100万そこそこの違いだったら、恐らくおおむね良好な工事ができるんじゃないか、大したことはないと思うんだけど。計算間違っているかどうか知らんけども。最大でも650万ぐらいしか、8%ぐらいしか違わん。できるんじゃないか、よそでは、中には50%切った落札というので施工しておるところもあるんだけどね。どのような完成になっておるのか、工事の状況はわからんけども。それと、その辺の考え方、やる気はないかどうかというのをまず1つ。

2つ目には、当初予算にして約30%も予算を余らせておると、こういうことなわけよ

ね。そうすると、これは私はわからないんですけども、震度7というものに対して十分耐え得るのかどうか、より強度のある補強の仕方、例えば、尺貫法で昔からある、あれでも何でもええんじゃないけども、例えば、1センチ角の鋼材でも部材で補強すると。それだけの予算が余るんなら、2センチ角のもんでやればより強度のあるものができるんじゃないかと。そういうふうに考えるが、それ、どうなのか。例えば、今言われた対象の南校舎かな。コンクリが劣化して手でなでても石がぱらぱら落ちるような状態なんよね。だから、これを補強するのは、私ははっきり言って不可能だろうと思うんですが、それやるっていうんだから、これは不思議でしゃあないけどね。自分で立つとるのでさえ精いっぱいじゃいうぐらいのもので、そんなものに補強するというのは恐らく不可能じゃろうと思うが、これ相当な金かけて、はっきり言うて無駄な工事じゃないかなというのは考えます。その無駄に絡んで、特に、予算がそういうことで使えないんだということもあるんかもわからんけど、ちょっとこれはわからんので、ピントが外れるかもわからんが聞いてみるんですけど、東小学校に至っては、あの本館全部建替え総工事が、これは10年ほど前の話で約8億。こういうふうに私ども聞いておったんですが、あれからは建設物価がどんどん値下がりしとるんですよ。そうすると、今言いました海田小学校のような全く砂の建物みたいなものを補強するよりも、思い切って東小学校の本館、総額8億ということになると、半分以上予算的に、何と云うのか、作りかえができる5割の予算がある。そうすると、より強度なものができるんじゃないか。予算の使い方が全部補助金だからそれでいいよというような、何か無駄な金を使っておる、こういうような気もするんですけど、こういうことができるんか、できんのか含めて、そういう考えはなかったのかということで、3点お聞きします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、1点目の低入札制度の導入ということでございますが、現時点では、今回も最低制限価格制度ということでやっております4分の3の範囲内で定めるということでやっておりますので、それに則ってやったものでございます。今後についても低入札制度の導入については、ちょっと難しいと考えております。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）2点目の建物が古いので改修をやっても無駄じゃないかという話でございますが、これについては、建物の劣化状況を踏まえた上で設計を行いまして、それを第三者機関の評価委員会にかけた上で、お墨つきをもらった上で設計をして工事を

発注しておるといふことで、耐震機能は十分確保できるというぐあいに考えております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）3点目の建替えの方が妥当だったのではないかというご質問でございますが、今回とりました交付金が緊急的な措置という形で補強工事に対してのみ、その対象となっておりましたので、建替え工事になりました場合には単町での負担が多額に、現在の海田町の財政状況をにらみました場合に、直ちに建替えというのが難しいと判断しましたので、とりあえず緊急的にこの補修工事を行うということに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だめじゃということなんで、それはもうしょうがないと言や、そうかもわからんがね、ちょっと考えようがあったんじゃないか、特に東小の場合、仮設校舎までつくるわけですから。あとは3カ月の工事なのか1年の工事かというだけの違いで、ちょっと予算のそこらと、そら、文科省がくれるんか国交省がくれるんかわからんけども、そこらと交渉し直すには、何かそこらはのんべんだらりんとやっておるような気がするわけです。もっと親身にこういうものをこの際だからということ、先ほど来も出ておるが、安全・安心なまちづくり、どうじゃこうじゃ言うんだったら、せっかく先ほども言うてる、そういうまちづくりのためにやると言われるんじゃないたら、この際だからそういうものを最大限活用してやるべきじゃないかと思う。それで、今、課長の答弁、特に海田小に至っては、いろいろ貫入調査をやったのか何をやったのかわからんけども、合うてるんじゃないかと言うけど、一般的によそも幾つかそういう工法は、耐震補強をやっているのは見させてもろうたんだけどね。いわゆる垂直過重に対しての補強をしておるところは一般的にないんですね、はっきり言って。今回の工法はどのような工法をやっておるのかわからんけども、この3校は。一般的には皆、ブレース工法で、要するに揺れだけに対して補強しておるのが、やっぱり、よその工事も幾つか研修見させてもらったところもあるし、そういうことなんですよね。だから、先ほども言いましたように、自分で立つとるのが精いっぱいなのに、ぶれだけとめたからといって、それで、これは専門家が言うのだから、課長答弁しにくいじゃろうと思う。私も、言う方もわかっておって言うてるような気もするんじゃないけどね、それをまとめてさっきも言いました、副町長がだめじゃと言うからじゃけどね。そういう文科省か国交省かわからんが、そこらとして予算の流用というのか使い道をやってやるべきではなかったか、恐らく南小なんか、はっきり言って砂の固まり、今、鳥取の方へここから行ったら、砂の像の非常にすばらし

いのをやっておる。あれらでもやっぱり、薬かけて何とかしてもたしおるといふんじやから、今度の補強は単にブレース工法だけだから、もたんのじゃないか、ちょっとそれ、もう1回確認してみたいと思うが、何かやりようがあったんじゃないかという気がするが、副町長の答弁、課長の答弁、もう1回聞いてみたいと思うんですが、お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）建設課長の答弁とあわせてご答弁させていただきます。現段階での国の方針ですと、いわゆる各都道府県にあります第三者審査委員会において補強可能という判定が下ったものについては、補強という形になっております。補強不可能という形になりました場合には、今回ほどの有利ではございませんが建替えと、一般的な建替えという今度は補助金が出てくることになっております。今回建替えさせていただきます4棟それぞれ、今回の設計の結果を審査委員会にかけましたところ、すべて工事後は値で基準を満たすという結果が出ておりますので、結果が出たことがいい、悪いの言い方、ちょっと苦しゅうございますが、結果がそういう、オーケーという結果が出ておる以上は、補助制度のもとでは今回は補強工事にせざるを得なかったというふうにご理解いただきたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありますか。原田議員。

○13番（原田）13番、原田です。今の資料5、6、7でちょっとお伺いしますけども、どの工事も業者さん指名されて、来られたのが16社なんですけど、今の結果を見ると、例えば資料5、落札者が株式会社セイム、さっき、課長の答弁にありましたように落札率が79%。で、その下に広電建設さんが8,900万という低い札を入れておられて失格なんです。これが58%。資料の6は、今度、広電建設さんが75%やったかな、で落札されるんです。で、資料の7へいくと、今度は増岡組さんが落札ですが、資料5のセイムさんは失格、広電建設さんは失格にならず高い札を入れておられるんですけど、この16社を呼ばなければならぬ根拠というのが、業者を、例えば8社とか10社とか分けてやられることの方がよかったのかなというのは、ちょっと疑いを持ちたくなるような落札差が並んでいって数字が見えるので、今後、例えば業者の数もかなり限られてくると思いますけども、16社で全件をやるというやり方か、それとも、8社、10社に絞って1件ずつを入札にかけるといふやり方をお考えなのか、ちょっとそこを聞きたいです。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）今回、すべての入札につきまして16社を選んで同一業者での入札とい

うことにさせてもらっておるわけですが、まず、業者選定の数でございますが、海田小学校、海田東小学校につきましては、12社以上という縛りがございますので、12社以上を選んでおります。それから、海田南小学校についても選定数は10社以上を規定しておりますので、一応、その数字をもとに選ばせていただいております。それから、今回選んでおりますのは、県内の格付ランクのAランク、Bランクの業者を選びまして、そのうち耐震実績のある業者14社と町内の業者2社を入れまして、16社を選んだわけですが、これにつきまして確かに言われるように、それぞれで何社かずつに分けるという方法もあったと思います。ただ、今回の分は3つの工事を夏休みの期間に集中してやっていくということの制約がありますし、そういったこともありまして、16の業者すべてについて同じ業者を選ばせていただいたということでございます。今後につきましては今の選定基準に基づきまして、それぞれの状況に応じて、また指名を考えていきたいと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。工期のことでちょっとお伺いしたいんですけども、海田小学校は来年の3月10日までと、あとは11月と12月になっておるんですけど、特に、3月10日までだったら、工事の、どういうんですか、夏休みを集中してやられるんでしょうけども、集中しても工期がものすごく長いような気がするんですけど、特に安全面、生徒さんがおられるわけですから安全面と工期のことについて、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）工期についてでございますが、まず、3月までとっておる分については、海田小学校については本館と南校舎と2つ分かれておりますので、まず本館の方を夏休み集中させていただくと。それが終わった後に、現在の考えではバリケード等で仕切って南校舎をやっていくということで、あちらについてはそれらの工程を積み上げると3月になってくるということでございます。海田東小学校と南小学校についても、一応各工種を積み上げていくと、今回お示しさせていただいております工期になるということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）その場合に資材とかは当然、グラウンドの方に置かれるような格好になるんですけども、その今度、安全性というか、子どもたちが遊んだりなんかするとき、

そういうふうな管理はどういうふうになっておるのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）安全管理でございますが、今から業者の方とまず施工計画書というのを業者の方も出してまいります。それらの打ち合わせをするときに、子どもたちの安全が十分確保できるように、うちの方とも指導していきたいというぐあいに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより、各議案について順次採決を行います。まず第20号議案、工事請負契約の締結についてを採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第20号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第20号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおりこれを決めます。

続いて、第21号議案、工事請負契約の締結についてを採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第21号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第21号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおりこれを決めます。

続いて、第22号議案、工事請負契約の締結についてを採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第22号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第22号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第8、第23号議案、海田町税条例及び海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第23号議案、海田町税条例及び海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）それでは、第23号議案、海田町税条例及び海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書10ページをお開きください。所得税法等の一部を改正する法律において、租税条約の実施に伴う所得税法及び法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の名称が、租税条約等の実施に伴う所得税法及び法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に改められたものでございます。これに伴いまして、海田町税条例及び海田町国民健康保険税条例中の引用法令とその略称を改正するものでございます。なお、この条例の施行期日は、平成22年6月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第23号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第23号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第9、第24号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第24号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算(第1号)について、平成22年度海田町一般会計補正予算(第1号)につきましては、三迫二丁目地内道路整備事業費等の追加予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 財政課長。

○財政課長(臼井) 第24号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料9、平成22年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。2ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の町民サービス費の消費生活相談事業につきましては、県の消費者行政活性化事業補助金を活用して、職員の資質の向上を図るため48万9,000円増額するものでございます。次に、土木費の道路橋りょう費の道路新設改良費の三迫二丁目地内道路整備事業につきましては、平成21年度予算に計上していた事業用地購入費について、用地交渉の関係から執行できなくなったものが、平成22年度に入り地権者との交渉が成立し、用地購入のめどが立ったため、167万7,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いします。県支出金の県補助金の総務費補助金につきましては、歳出でご説明いたしました消費者生活相談事業の特定財源として、広島県消費者行政活性化事業補助金45万5,000円を増額するものでございます。次に、繰越金につきましては、財源調整のため171万1,000円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第24号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額を83億2,716万6,000円とするものでございます。

以上で平成22年度海田町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。資料9の2ページの消費生活相談事業、先ほど県の補助金を活用して資質向上という説明を受けましたけども、まず、1の生活相談員報酬の件ですが、当初予算で43万2,000円、この3万4,000円の内訳、根拠ですね。それと、資質向上のために特別旅費が41万4,000円、この内容。また、当初では備品購入されておりましたけども、この備品購入は何を購入されるのでしょうか。

次の三迫二丁目の地内道路整備事業でございますけども、平成21年度執行できなくて、めどが立ったので当初予算には上げなかったけども、今回、予算計上されておりますけど、平成22年度になりまして、まだ4月、5月、1カ月しかたっておりません。この1カ月の間に平成21年度中は地権者と話し合いがつかなかったのに、22年度になって1カ月で話し合いがついた結果を説明願います。

○議長（久留島）町民サービス室長。

○町民サービス室長（奥谷）1点目の報酬でございますが、当初計上しておりますのは、木曜日を消費生活相談コーナーとして設けておりまして、消費生活相談員を設置しております。その報酬が当初組んだものでございまして、このたび補正させていただいております3万4,000円につきましては、消費生活相談員を研修させますので、そのときの報酬を計上しております。それと、研修の内容でございますが、神奈川県相模原市にあります国民生活センターで開催される研修に5コース参加する予定で研修費を計上しております。備品につきましては、一応ICレコーダーということで計上しておりますが、相談を受けた後にいろいろとトラブルを解消するために記録をとっておきたいということで、このたびお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（飯田）三迫二丁目地内の用地の買収の件でございますけれども、これにつきましては、当初、相手方からのご契約の了解は得ておりました。ただ、地権者の方が数名いらっしゃいまして、そのうちお二人の方、1名の方がアメリカに在住されている方、それと、もう1名の方が海外に長期出張ということがありましたけれども、早くからご了解を得ていたため、年度内の契約ができるものと判断しておりましたけれども、海外ということで、連絡等が思うほか事務手続き等時間を要しまして、このような形で

契約が新年度に入ってまいりました。そういうことで工事を早くするために、今回、補正をお願いするものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）先ほどの消費生活相談員さんの研修5コースですが、これ、何日間の研修でしょうか。それと、先ほどの三迫二丁目の件ですけど、平成21年度にほとんど相手方となっておりましたがということですが、ではどうして平成22年度の当初予算に計上をなされてなかったのでしょうか。

○議長（久留島）町民サービス室長。

○町民サービス室長（奥谷）消費生活相談員の研修は2泊3日でございます。それと、今の消費生活相談員がいるのが木曜日でございます、他の日は職員が受けておりますので、職員の資質向上ということも含めまして、職員の研修も入っておるところでございます。以上です。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）2点目の用地費をなぜ当初予算にというお話でございますが、本来、今思いましたら十分にあれをするために、当初ではなしに、21年度の予算を繰越の手続きをとらせていただければ一番よかったのかというふうに反省をしております。ただ、3月の議会の段階では、相手方の方から契約書類について発送したというメールによるご連絡は受けておったんですけども、郵便物自体が先ほど課長が申しあげましたように、海外からのものであったために3月中に届かなかったと。この3月中に届く、届かないという見きわめをもっときちっとしておればよかったという点につきましては、反省材料に考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）研修、特別旅費の41万4,000円、この内訳、先ほど報告では相談員さんが5コースで2泊3日で、これ、多過ぎると思って再質疑させていただきましたけど、もっとたくさん研修に行かれると思うんです。それをなぜ説明をされないのでしょうか。みんな、41万4,000円の研修の内訳を説明お願いいたします。

○議長（久留島）町民サービス室長。

○町民サービス室長（奥谷）内訳でございますが、2泊3日の研修ということですが、今の往復でございますので、3泊4日で研修費ということで旅費を計上しております。管理者講座というのが1件、それと職員講座1件、それと消費者教育にかかわる講師養

成講座1件、それと消費生活相談員の研修が1件と、相談対応スキル向上のための研修が1件で5件でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）5番の宗像でございます。1点だけちょっと教えていただきたいんですが、先ほどの答弁の中にごさいましたように、用地交渉というのはタイミングがものすごく大事なものはご理解いたしておりますけれども、そうした中で契約の時期の問題とかいう点にごさいましたけれども、今回、補正かけられております167万7,000円のうち、用地費と残地補償費が166万ぐらいの補正になるんじゃないかと思われるんですが、今、土地が全体的に下がっている時期に166万円も増額する理由について、ちょっとご説明を願いたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この土地の購入につきましては、昨年度、一応金額的にまとまったという段階で予算をお願いしております。ですから、これは昨年度不用額といたしました金額と同額を計上という形で、確かに下がっておりますが、これは単なる増額ではございませんで、昨年度執行できなかったものを今年度執行するために今回計上させていただいたものでございます。増額ということになっておりますけれども、形式的には増額になっておりますが、実質的には昨年度のものが未執行、今年度で執行という形でプラスマイナスはゼロでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第24号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第24号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、第25号議案、平成22年度海田町国民健康保険特別会計補正予

算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第25号議案、平成22年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。平成22年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国民健康保険税軽減にかかわるシステム改修経費の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤）それでは、第25号議案、平成22年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。資料10の平成22年度補正予算説明書をお願いいたします。まず、歳出予算からご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。1款総務費の徴税費の賦課徴収費の委託料126万円は、先ほど税務課長が専決処分の中でご説明をいたしました非自発的失業者に係る国民健康保険税賦課の軽減措置のためのシステム改修を行うため増額をするものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。3款国庫支出金の国庫補助金の財政調整交付金126万円は、歳出でご説明いたしました国民健康保険税賦課軽減措置のためのシステム改修に係る経費の全額を、国の特別調整交付金交付分として増額するものでございます。

次に、議案についてご説明いたします。第25号議案をお願いいたします。平成22年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,020万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第25号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、第26号議案、平成22年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第26号議案、平成22年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。平成22年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護基盤緊急整備事業費等の追加の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）それでは、第26号議案、平成22年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。資料11の補正予算説明書をお願いいたします。2ページの歳出からご説明いたします。総務費の総務管理費の一般管理費の負担金補助及び交付金5,957万9,000円の増額は、県の介護基盤緊急整備基金等を活用し、海田町民に限りサービスの利用ができる地域密着型の短期入所や通所介護、訪問介護の多様なサービスを提供する小規模多機能型居宅介護事業所を公募により整備し、設置する事業者に対し補助金を交付するものでございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、歳出で説明しました小規模多機能型居宅介護事業所を設置する事業者に交付する補助金の財源として、まず、県支出金の県補助金の介護基盤緊急整備等基金補助金2,625万円の増額は施設整備に必要な工事費等に対する上限額でございます。次の介護職員処遇改善等基金補助金3,332万9,000円の増額につきましては、内訳として、人員体制の確保や備品整備など開設準備に要する費用として上限540万円、及び借地契約により施設整備を行う場合の経費として県支出額2,792万9,000円でございます。

それでは、第26号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ5,957万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれを14億7,225万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。資料11の2ページの介護基盤緊急整備事業、海田地域密着型サービス事業所を開設する方に対しての補助金といいますか、この制度を創設されたわけですが、今から募集をかけられると思うんですけど、現在建設中のところは対象にはなってはいないのでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）これは今から公募し、応募があった事業所に対するものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、1ページの定期借地権活用整備促進助成事業補助金2,792万9,000円ですが、もし、借地を活用してこの施設を開設する場合の補助金ですが、この内容、一度きりなのか、詳しく説明していただけますでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）これについては、応募した事業所が借地50年以上の契約を設定した場合に、前払い金の一部としてこれを助成をするということになっております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、前払い金ということは、今後50年間借りられるわけですから、ずっと借地料を払っていかれるのには影響はないといった判断でよろしいでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）はい、ございません。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第26号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第26号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第12、発議第3号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。総務文教委員会委員長、多田議員。

○10番（多田）10番、多田でございます。総務文教委員長でございます。閉会中の継続調査事件について提案理由の説明をいたします。議員各位にはご存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございます。議会の閉会中においては、地方自治法第109条第9項及び109条の2第5項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ調査を行うことができるものとされております。本案は各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査について、議会の閉会中も継続して行えることとし、議員の資質向上を図り、複雑化、専門化する行政に対応しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、発議第3号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第3号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおりこれを決します。

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成22年第3回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午前10時44分 閉会